

議案第13号

芽室町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例  
中一部改正の件

芽室町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

平成24年3月2日提出

芽室町長 宮西 義憲

芽室町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例  
の一部を改正する条例

芽室町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例  
(昭和48年芽室町条例第47号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「(知的障害児通園施設に通所している者を除く。)」  
を削る。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

説 明

児童福祉法の一部改正に伴い、本条例を改正しようとするものであります。

芽室町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の  
一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(助成の対象)</p> <p>第3条 この条例により、医療費の助成を受ける者は、医療保険各法による被保険者又は組合員若しくは被扶養者である重度心身障害者並びにひとり親家庭等の母又は父及び児童であって、その疾病又は負傷の医療に関する経費（重度心身障害者のうち精神障害者にあつては入院に係るものを除き、ひとり親家庭の母又は父にあつては、入院及び指定訪問看護に係るものに限る。）について助成する。ただし、次の各号に該当する場合は除く。</p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号に規定する措置により、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童福祉施設に入所し、医療の給付を受けている者</p> <p>(3)～(6) 一略一</p> <p>附 則 この条例は、平成24年4月1日から施行する。</p>	<p>(助成の対象)</p> <p>第3条 この条例により、医療費の助成を受ける者は、医療保険各法による被保険者又は組合員若しくは被扶養者である重度心身障害者並びにひとり親家庭等の母又は父及び児童であって、その疾病又は負傷の医療に関する経費（重度心身障害者のうち精神障害者にあつては入院に係るものを除き、ひとり親家庭の母又は父にあつては、入院及び指定訪問看護に係るものに限る。）について助成する。ただし、次の各号に該当する場合は除く。</p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号に規定する措置により、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童福祉施設に入所（知的障害児通園施設に通所している者を除く。）し、医療の給付を受けている者</p> <p>(3)～(6) 一略一</p>